

整備管理者選任後研修 資料

目次

整備管理者の法定業務(関係法令)	1 ~ 2
点検整備に関する業務	
・ 日常点検基準	2
・ 日常点検の標準的な実施方法	3
・ 定期点検の間隔に関する整理表	4
自動車事故に係る報告	5
事業用自動車における監査時の整備管理に係る処分基準(一部抜粋)	6
車両故障の状況(統計資料)	7
参考情報(関係通達、整備管理に関する情報、緊急連絡先)	8 ~ 12

整備管理者の法定業務

根拠条文 (道路運送車両法施行規則第32条)

① 日常点検整備 (車両法第47条の2第1項及び第2項) に規定する日常点検の実施方法を定めること
② 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
③ 定期点検整備 (車両法第48条第1項) に規定する定期点検を実施すること
④ 日常点検・定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること
⑤ 日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること
⑥ 定期点検及び⑤の整備の実施計画を定めること
⑦ 点検整備記録簿 (車両法第49条第1項) その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること
⑧ 自動車車庫を管理すること
⑨ 上記に掲げる事項 (①~⑧) を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること

その他、整備管理者は、以下の例に示すような能力が要求されます。

- ・ 法令の理解能力：車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、通達 等
- ・ 管理能力：日常点検の実施、定期点検整備の計画、車庫の管理 等
- ・ 事務能力：点検整備記録簿等の処理、使用車両の経済性の検討 等
- ・ 指導能力：運転者の指導、整備員の指導 等

根拠条文 (車両法第47条)

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。

根拠条文 (車両法第47条の2)

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- 2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。
- 3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

根拠条文（車両法第48条）

<p>自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。</p> <p>(1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月</p> <p>(2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月</p> <p>(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。</p>
--

点検整備に関する業務

(日常点検基準)

第1条 道路運送車両法第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 車両法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車・・・別表第1
- (2) 車両法第48条第1項第3号に掲げる自動車・・・・・・・・別表第2（省略）

別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	<ul style="list-style-type: none"> 1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること 2 ブレーキの液量が適当であること 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること
2 タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> 1 タイヤの空気圧が適当であること 2 亀裂及び損傷がないこと 3 異状な摩耗がないこと 4 溝の深さが十分であること（※1） 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと（※2）
3 バッテリー	液量が適当であること（※1）
4 原動機	<ul style="list-style-type: none"> 1 冷却水の量が適当であること（※1） 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと（※1） 3 エンジン・オイルの量が適当であること（※1） 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと（※1） 5 低速及び加速の状態が適当であること（※1）
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと
6 ウィンド・ウォッシャー及びワイパー	<ul style="list-style-type: none"> 1 ウィンド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと（※1） 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと（※1）
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと

(注) ①（※1）印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 ②（※2）印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

日常点検の標準的な実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施	
運行中の異状箇所	当該箇所の異状	○ 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえが柔らかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。	
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしろ（踏みしろ） ○ パーキング・ブレーキ・レバーをいっばいに引いた（踏んだ）とき、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。 ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。	
	原動機（エンジン）	※かかり具合、異音	○ エンジンを速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドル状態、異音がないかを点検します。
		※低速、加速の状態	○ エンジンを暖気させた状態で、アイドル時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ○ エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなく、スムーズに回転するかを走行などして点検します。
	ウインド・ウォッシュャ	※噴射状態	○ ウインド・ウォッシュャ液の噴射の向き及び高さが適当か点検します。
	ワイパー	※拭き取りの状態	○ ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。 ○ きれいに拭き取れるかを点検します。
	◎空気圧力計	※空気圧力の上がり具合	○ エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
◎ブレーキ・バルブ	排出音	○ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であるかを点検します。	
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシュャ・タンク	※液量	○ ウインド・ウォッシュャ液の量が適当か点検します。
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	○ リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検します。
	ラジエータなどの冷却装置	※水量	○ リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検します。 冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。
	潤滑装置	※エンジン・オイルの量	○ エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。
	△ファン・ベルト	※張り具合、損傷	○ ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ ベルトに損傷がないかを点検します。
車の周りからの点検	灯火装置 方向指示器	点灯、点滅具合、 汚れ、損傷	○ エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○ レンズや反射器に汚れや変色、損傷がないかを点検します。
	バッテリー	※液量	○ バッテリー各槽の液量が規定の範囲（UPPER～LOWERなど）にあるか車両を揺らすなどして点検します。
	タイヤ	空気圧	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。
		□取付けの状態	○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。 (タイヤの交換の際には、「定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」に示す方法その他の方法により点検し、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。）、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク（自動車制作者が定めるトルク値をいう。）でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウター・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。)
		亀裂、損傷	○ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。
		異常な摩耗 ※溝の深さ	○ タイヤの接地面が異常に摩耗していないかを点検します。 ○ 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ（スリップ・サイン）などにより点検します。
	◎エア・タンク	タンク内の凝水	○ ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。

- ※印の点検項目は「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあつても、自動車の走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいものです。
- ◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検してください。
- △印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあつては、定期点検の際に実施するなどしてください。
- 印の点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考 (主な車種等)
		3 カ月 (別表 3)	3 カ月 (別表 4)	6 カ月 (別表 5)	1 年 (別表 6)	1 年 (別表 7)	初 回	2 回 目 以 降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○				1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○				2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW8トン以上	○				1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○			1年	←	
		GVW8トン未満	○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○			2年	1年	
		軽				●	2年	←	
二輪					●	3年	2年		
霊柩	通常タイプ	○				2年	←	霊柩車	
	定員11名以上	○				1年	←	霊柩車バス形状	
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○			1年	←	トラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上トレーラ		○		1年	←		
		GVW8トン未満	○			2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○		2年	1年		
	定員11名以上		○			1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車		○			1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型			○		2年	1年	マイカー型
		軽			○		2年	←	
		三輪	○				2年	1年	
	二輪	小型			○		2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
検査対象外軽自動車				○		無	←	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
特種	貨物	普通・小型	○			2年	1年	キャンピング車	
		GVW8トン以上	○			1年	←		
		GVW8トン以上トレーラ		○		1年	←		
		GVW8トン未満	○			2年	1年		
	軽			○		2年	←		
大特	貨物	GVW8トン以上	○			2年	1年	ホイール・クレーン フォーク・リフト ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
		GVW8トン未満	○			2年	1年		
		GVW8トン以上トレーラ	○			1年	←		
		GVW8トン未満	○			2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○		2年	1年		
検査対象外軽自動車		○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車	
自家用自動車	貨物	GVW8トン以上	○			1年	←	トラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上トレーラ		○		1年	←		
		GVW8トン未満			○		2年		1年
		GVW8トン未満トレーラ			○		2年		1年
	定員11名以上		○			1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車				○		1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型				●	3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽				●	3年	2年	
		三輪			○		2年	←	
	二輪	小型					●	3年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					●	無	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	貨物	普通・小型	○8t以上		○8t未満	2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
			GVW8トン以上	○			1年	←	
			GVW8トン以上トレーラ		○		1年	←	
			GVW8トン未満			○		2年	
		軽				●	2年	←	ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
	大特	貨物	GVW8トン以上	○			2年	←	ホイール・クレーン フォーク・リフト ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
GVW8トン未満					○	2年	←		
GVW8トン以上トレーラ			○			1年	←		
GVW8トン未満					○	2年	1年		
GVW8トン未満トレーラ				○		2年	1年		
検査対象外軽自動車				○		無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車	

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印:2年 ○印:1年
 2. GVW:車両総重量

自動車事故に係る報告

自動車運送事業者、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者等は、その使用する自動車について「自動車事故報告規則 第2条」に規定する事故があった場合には、30日以内に自動車事故報告書3通（車両故障の場合は車両故障事故報告書添付票を添付）を、運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならないこととされています。

事故報告規則（昭和26年12月20日 運輸省令第104号）

第2条（定義）この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。
 (1) 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
 (11) 自動車の装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
 (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
 ※(2)～(10)、(13)～(15)については省略

車両故障事故における報告書類

自動車事故報告書 (表)

国土交通大臣 自動車事故報告書
 自動車使用者の氏名又は名称
 住所
 電話番号
 事故発生日時 年 月 日 時 分
 天候 1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他
 事故発生場所 都道府県 市区町村 所在地
 当該自動車の種類、名称及び位置
 当該事故の状況
 当該事故の原因
 当該事故の被害
 当該事故の損害
 当該事故の賠償
 当該事故の処分
 備考

表

自動車事故報告書 (裏)

自動車型式
 自動車重量
 自動車構造
 自動車性能
 自動車検査
 自動車整備
 自動車事故
 自動車損害
 自動車賠償
 自動車処分
 備考

裏

別添3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査
 自動車重量
 自動車構造
 自動車性能
 自動車検査
 自動車整備
 自動車事故
 自動車損害
 自動車賠償
 自動車処分
 備考

車両故障事故報告書添付票

※道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条の装置

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| 1) 原動機及び動力伝達装置 | 12) ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置 |
| 2) 車輪及び車軸、そりその他走行装置 | 13) 前照灯、番号等、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器 |
| 3) 操縦装置 | 14) 警音器その他の警報装置 |
| 4) 制動装置 | 15) 方向指示器その他の指示装置 |
| 5) ばねその他の緩衝装置 | 16) 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置 |
| 6) 燃料装置及び電気装置 | 17) 速度計、走行距離計その他の計器 |
| 7) 車枠及び車体 | 18) 消火器その他の防火装置 |
| 8) 連結装置 | 19) 内圧容器及びその附属装置 |
| 9) 乗車装置及び物品積載装置 | 20) 運行記録計及び速度表示装置 |
| 10) 前面ガラスその他の窓ガラス | |
| 11) 消音器その他の騒音防止装置 | |

事業用事業者における監査時の整備管理者に係る処分基準(貨物・一部抜粋)

適用条項	違反事項	基準日車等	
		初違反	再違反
安全規則第13条本文関係 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40～43条、第47条) (車両法第47条の2) (車両法第50条第1項) (車両法第50条第2項) (車両法第52条) (車両法第53条) (車両法第58条第1項) (車両法第66条第1項) 安全規則第13条本文関係、第1号 (車両法第48条)	点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの (当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの (速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。) 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上 整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし 整備管理者に対する権限付与義務違反 整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの 整備管理者の解任命令違反 無車検運行 自動車検査証の備付け 定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 (注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数 局長通達5(1)④及び6(1)④による 10日車 警告 40日車 40日車 60日車×違反車両数 警告 警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 局長通達5(1)③及び6(1)④による	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車 10日車 80日車 80日車 120日車×違反車両数 10日車 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 局長通達5(1)③及び6(1)④による
安全規則第13条本文関係、第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載 (1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 (1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 30日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 60日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
安全規則第14条 安全規則第15条	点検等のための施設の不備 整備管理者の研修受講義務違反	警告 10日車	10日車 20日車

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について (局長通達)

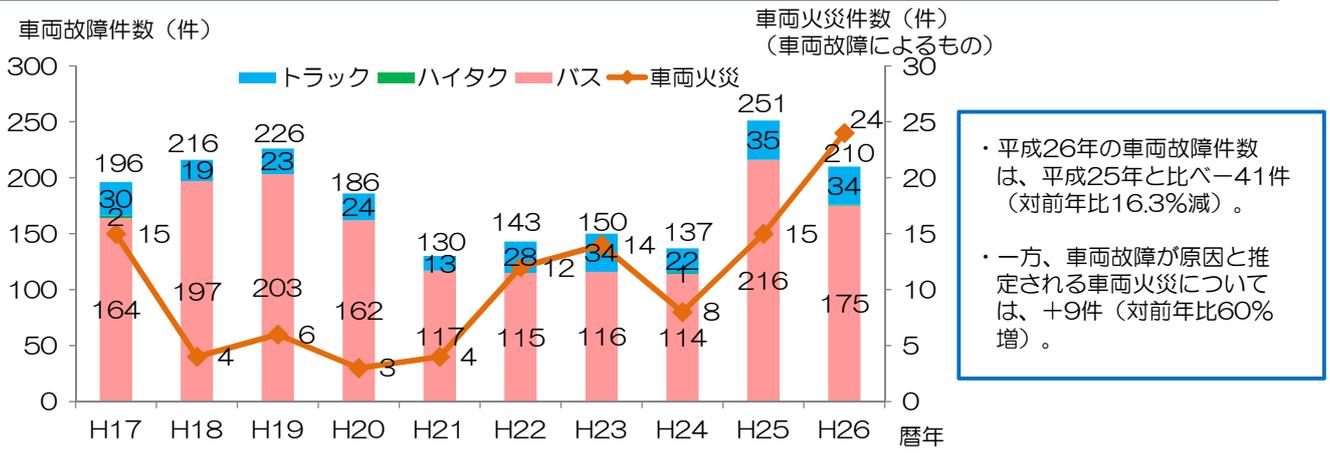
5 事業停止処分

- (1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合(6(1)④に該当する場合を除く。)において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。
- ③ 法第17条第3項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
- ④ 法第17条第3項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

6 許可の取消処分

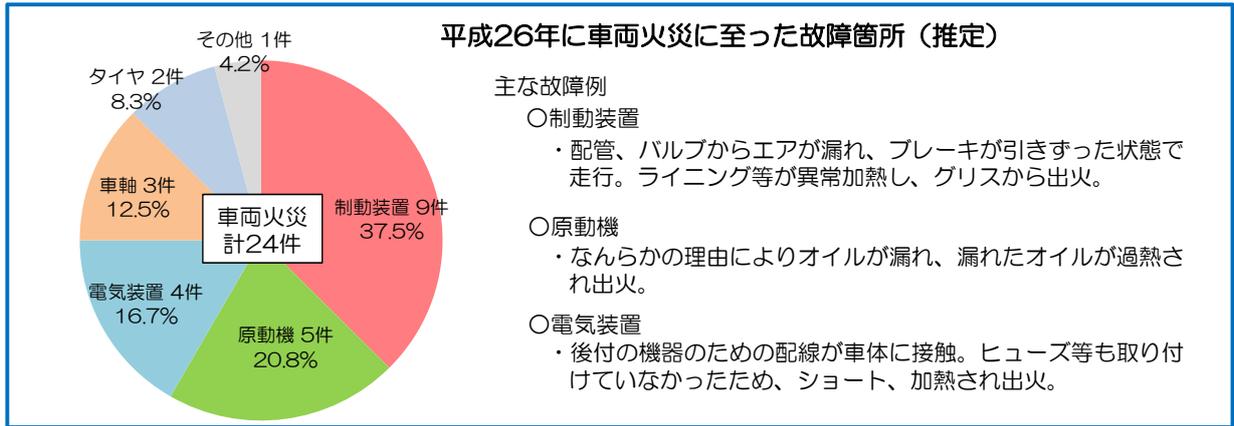
- (1) 許可の取消処分は、原則として、次の①から⑨までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
- ④ 5(1)による事業停止処分を受けた事業者が、当該処分を受けた日から3年以内に同一の違反をした場合(5(1)①から⑤までに掲げる違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)

中部運輸局管内の車両故障の状況



・平成26年の車両故障件数は、平成25年と比べ41件（対前年比16.3%減）。

・一方、車両故障が原因と推定される車両火災については、+9件（対前年比60%増）。

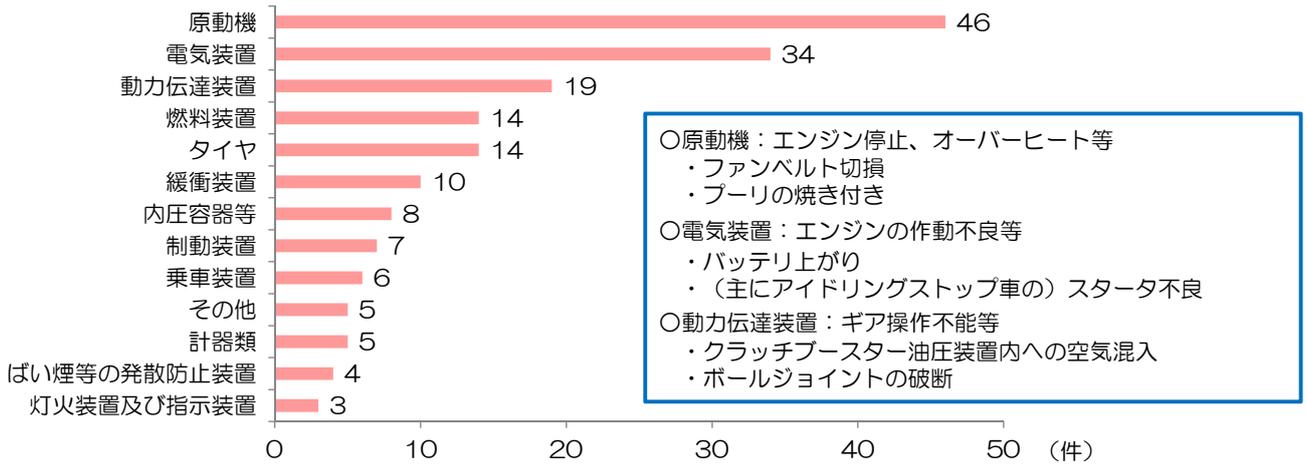


- 主な故障例
- 制動装置
 - ・配管、バルブからエアが漏れ、ブレーキが引きずった状態で走行。ライニング等が異常加熱し、グリスから出火。
 - 原動機
 - ・なんらかの理由によりオイルが漏れ、漏れたオイルが過熱され出火。
 - 電気装置
 - ・後付の機器のための配線が車体に接触。ヒューズ等も取り付けられていなかったため、ショート、加熱され出火。

出典：自動車事故報告書

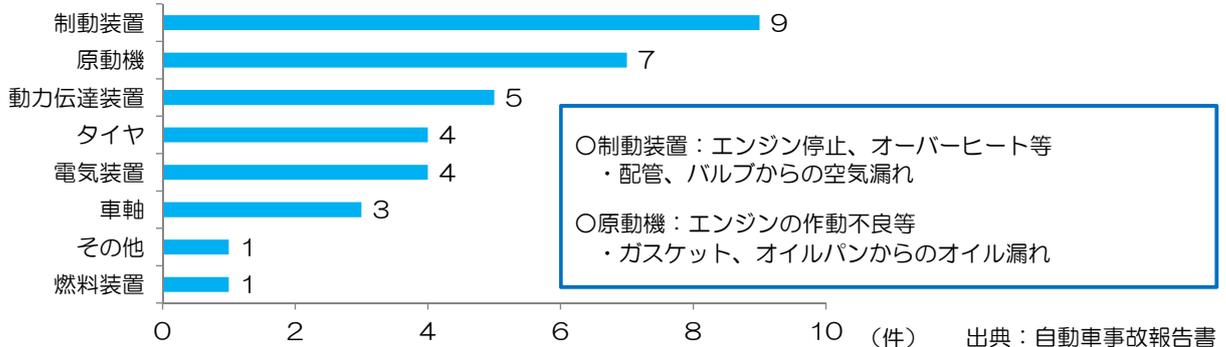
中部運輸局管内の車両故障の状況

バス



- 原動機：エンジン停止、オーバーヒート等
 - ・ファンベルト切損
 - ・プーリの焼き付き
- 電気装置：エンジンの作動不良等
 - ・バッテリー上がり
 - ・（主にアイドリングストップ車の）スタータ不良
- 動力伝達装置：ギア操作不能等
 - ・クラッチプースター油圧装置内への空気混入
 - ・ボールジョイントの破断

トラック



- 制動装置：エンジン停止、オーバーヒート等
 - ・配管、バルブからの空気漏れ
- 原動機：エンジンの作動不良等
 - ・ガスケット、オイルパンからのオイル漏れ

出典：自動車事故報告書

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
点検整備推進対策官

バス車両床下の防錆点検について

昨年発生した高速乗合バスの主要骨格部分（フロントフレーム部分）の腐食により部品が剥離し、走行不能となる事故をうけて、「事業用自動車（バス）の緊急点検の実施について」（平成26年11月21日付け国自整第225号）を發出し、事故再発の防止を図っているところであります。

今般、三菱ふそうトラック・バス株式会社が、バス車両床下の防錆点検と補修要領をとりまとめホームページにて公表しました。

つきましては、貴会傘下会員の整備事業者に対して、バス車両床下の防錆点検について、三菱ふそう製バスについては三菱ふそうトラック・バス株式会社が提供している資料に基づくメンテナンスを実施し、他社製バスについても同資料を参考にするとともに、確実なメンテナンスを実施するよう周知をお願いいたします。

【三菱ふそうトラック・バス株式会社HP：三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領】

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/141226_BusUnderFloorMaintenance.pdf

事業用自動車の緊急点検の実施について

平成25年11月、北陸信越地方のバスにおいて、車体の一部が腐食・脱落し操縦不能となり衝突事故を起こす事案が発生。当該事故を受け、車両の保守管理について徹底するよう通達したところ。
しかしながら、平成26年10月、近畿地方のバスにおいても車両の腐食が原因となる衝突事故が発生した。
については、車両の保守管理について改めて徹底されるとともに、特にバス事業者にとっては自社車両の緊急点検も実施し、輸送の安全確保に努められたい。

○ 事故概要

発生時期	平成26年10月
発生場所	兵庫県内 中国自動車道
事故の状況	高速乗合バスが、高速道路を運行中、車枠（フロントフレーム部分）の腐食により部品が脱落してハンドル操作が不能となり、乗用車に接触。当該乗用車の運転手が軽傷を負った。

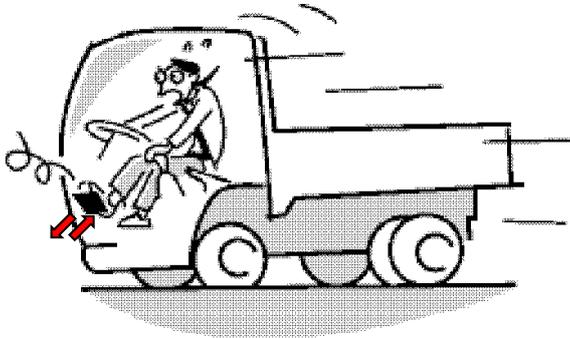


腐食箇所

点検事項

1. 車両下回りの主要骨格部分を含む自動車部品について、点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認。
2. 腐食が疑われる場合には、整備の必要性について自動車整備工場等に相談し、防錆措置等の対応。

エアブレーキ車ではブレーキの バタ踏みは危険です！



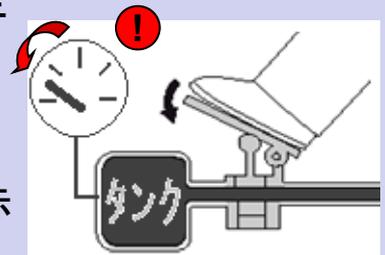
～事故状況～

エアブレーキ車において、ブレーキペダルのバタ踏み※等によりブレーキの効が悪くなり、数台の車両と衝突する事故が発生しました。

※ バタ踏みとは、ブレーキペダルの踏み込み、ゆるめ操作を短時間に必要以上繰り返すことです。

● エアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みはやめましょう。

✓ エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをすると空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。

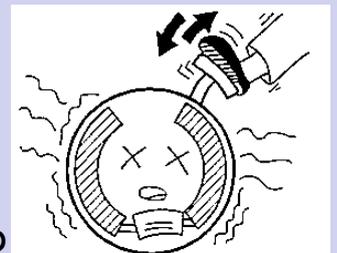


✓ 空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド(赤色)ゾーンまで落ちるとともに、警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。

✓ 取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。

● 下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。

✓ フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」や「ベーパーロック現象」を起こし、ブレーキの効が悪くなり大変危険です。



● 過積載は法律で禁止されています。

✓ 過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

故障予防のために定期的な部品交換を! (中型車 大型車)

自動車部品の消耗・劣化は、重大な故障の原因となる可能性があります。愛車を快適に使用するためには、定期点検で車の状態を把握し、状態に応じた部品交換が必要です。下記に、主な消耗・劣化部品と定期的な交換の必要性をご紹介しますので、愛車の維持管理をする際の参考にして下さい。

(参考) 自動車メーカーでは、自動車を末永く安全にご使用頂くために、定期的な部品・油脂類の交換を車種別に設定しております。詳しくは整備事業場へご相談下さい。
社団法人 日本自動車整備振興会連合会

正常な働き **交換の必要性** **交換を怠ると**

エア・クリーナ・エレメント

エンジンが吸入する空気中のチリ等をろ過。

チリ等が蓄積され、目詰まりが発生。

エンジン出力低下、燃費や排気ガスの悪化。

正常な働き **交換の必要性** **交換を怠ると**

フューエル・フィルタ・エレメント

燃料中の不純物をろ過。

不純物が蓄積され、目詰まりが発生。

燃料供給不良により、エンジン不調、始動不良。

エンジン・オイル

エンジン内部を潤滑し、不純物からエンジンを保護。

不純物を包み込む力が衰え、潤滑性能低下。

潤滑性能低下により傷付き及び焼き付き。

エンジン・オイル・フィルタ

エンジン・オイル中の不純物をろ過。

不純物が蓄積され、目詰まりが発生。

目詰まりにより、ろ過不能となり、エンジン内部損傷。

クラッチ・フルード

ペダル操作を油圧でクラッチ装置に伝える。

通気口から空気中の水分を吸収し劣化。

劣化したフルードにより内部部品が劣化し、クラッチ切れ不良。

トランスミッション・オイル、ティアレンシャル・オイル

内部を潤滑し、鉄粉等からギヤを保護。

鉄粉等を包み込む力が衰え、潤滑性能低下。

潤滑性能低下により傷付き及び焼き付き。

エア・スプリング・タイヤフラム

空気バネとして車体を支える。

ゴム素材のため、振動や伸縮の繰り返しにより劣化。

スプリング性能低下により、荷重れ、荷痛み。

サスペンション・ロッド・ラバー・ッシュ

サスペンション軸受部に組込まれ、振動、衝撃を緩和。

ゴム素材のため、振動や伸縮の繰り返しにより劣化。

サスペンションのスレが生じ、車両挙動不安定。

パワー・ステアリング用油圧ホース

ポンプで発生した油圧を伝えて、ハンドル操作力を軽減。

ゴム素材のため、振動や伸縮の繰り返しにより劣化。

液漏れにより、ハンドル操作困難。

エア・コンプレッサ用ゴム・ホース

エア・コンプレッサ

ブレーキ配管へ作用OK

ブレーキ等を作用させるエア圧をコンプレッサから伝える。

ゴム素材のため、振動や伸縮の繰り返しにより劣化。

エア漏れを起こし、ブレーキ等の作用不良。

ブレーキ用エア・バルブ類のゴム部品

ペダル操作で圧縮空気を断続し、制動力を調整。

ゴム素材のため、振動や伸縮の繰り返しにより劣化。

バルブ等の固着、エア漏れによる、ブレーキ系統トラブル。

スプリング・ブレーキ・チャンバのゴム部品

エア圧で作動し、パーキング・ブレーキを解除。

伸縮等により内部のゴム部品が劣化。

エア漏れを起こし、パーキング・ブレーキ解除不能。

ブレーキ・ホイール・シリンダのゴム部品

油圧を保持し、ブレーキを効かせる。

ゴム素材のため、摩擦や伸縮の繰り返しにより劣化。

液漏れ等によりブレーキの効き不良。

ブレーキ・ディスク・キャリパのゴム部品

油圧を保持し、ブレーキを効かせる。

ゴム素材のため、摩擦や伸縮の繰り返しにより劣化。

液漏れ等によりブレーキの効き不良。

運行記録計の装着義務付け対象の拡大

概要

対象：一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車

～H27.3

車両総重量が**8トン**以上
又は
最大積載量が**5トン**以上
の事業用自動車



H27.4～（使用過程車はH29.4～）

車両総重量が**7トン**以上
又は
最大積載量が**4トン**以上
の事業用自動車

運行記録計による記録と
保存の義務付け



貨物自動車運送事業輸送安全規則

第九条（運行記録計による記録）（H26.12.1 改正、H27.4.1 施行）

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 1 車両総重量が**7トン**以上又は最大積載量が**4トン**以上の普通自動車である事業用自動車
- 2、3 （略）

注意事項

使用過程車（平成27年3月31日までに登録）

平成29年4月1日までに、運行記録計を装着

保安基準（道路運送車両法）の変更ではない

新車購入時、運行記録計の装着を依頼

事故・事件発生時の緊急連絡体制

速報が必要な事案

根拠：「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」（国土交通省自動車交通局長通達）に基づく速報

バス

《事故》

- ・ 1名以上の死者を生じた事故
- ・ 5名以上の重傷者を生じた事故（乗客の場合は1名以上）
- ・ 10名以上の負傷者を生じた事故
- ・ 転覆、転落又は火災事故
- ・ 鉄道車両（軌道車両を含む）との衝突・接触事故
- ・ 酒気帯び運転
- ・ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ・ 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故

《事件》

- ・ バスジャック、その他テロ等の発生（犯行予告も含む）
- ・ 乗客又は乗員に死者が出た事件
- ・ 乗員による業務中の暴行事件
- ・ 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事件

タクシー

《事故》

- ・ 1名以上の死者を生じた事故
- ・ 5名以上の重傷者を生じた事故（乗客の場合は1名以上）
- ・ 10名以上の負傷者を生じた事故
- ・ 転覆、転落又は火災事故
- ・ 鉄道車両（軌道車両を含む）との衝突・接触事故
- ・ 酒気帯び運転を伴う事故
- ・ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ・ 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故

《事件》

- ・ テロ等の発生（犯行予告も含む）
- ・ 乗客に死者が出た事件
- ・ 乗員による業務中の暴行事件
- ・ タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件
- ・ 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事件

トラック

《事故》

- ・ 劇薬物、高圧ガス又は危険物等の漏洩事故
- ・ 2名以上の死者を生じた事故
- ・ 5名以上の重傷者を生じた事故
- ・ 10名以上の負傷者を生じた事故
- ・ 酒気帯び運転を伴う事故
- ・ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ・ 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故

《事件》

- ・ テロ等の発生（犯行予告も含む）
- ・ 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事件

速報する内容

- ・ 事業者名
- ・ 登録番号
- ・ 事業形態
- ・ 事故、事件の概要
- ・ 発生日時
- ・ 負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・ 発生場所
- ・ 乗客の人数及び負傷の程度

・ 積載物品名、数量及び漏洩した数量（危険物漏洩事故のみ）

その他、判明している事項

速報先

まずは警察・消防
110 119

各運輸支局の保安担当

※バスジャック発生・運輸支局へつながらない場合は
中部運輸局保安・環境課へ

支局等	連絡先	
	平日の昼間(8:30～17:15)	休休日、左記以外
愛知	052-351-5382	090-1980-3186
静岡	054-261-7622	090-1980-2482
岐阜	058-279-3715	080-4123-1106
三重	059-234-8411	090-2187-9847
福井	0776-34-1603	090-2138-1132
中部運輸局 保安・環境課	052-952-8044	090-2923-5981